

改正

令和8年2月27日7世居支第700号

世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育ての孤立化の解消を目的とした親・子・孫の多世代の近居・同居を推進し、区内への定住化を促進するとともに、子育てや子どもの見守りなど多世代で互いに支え合う住環境の創出を図るために実施する世田谷区多世代近居・同居推進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 第7条に規定する助成金の交付申請時点（以下「交付申請時」という。）において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。）及びその親で構成され、生計を一にする世帯をいう。
- (2) 親世帯 子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等以内尊属（介護保険施設等に入所している者を除く。）を含んで構成された世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 公営住宅、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。
- (4) 私宅 申請者世帯が居住の用に供するため、建築し、又は購入した住宅をいう。
- (5) 礼金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、借借人が賃貸人に謝礼として支払う金銭をいう。
- (6) 権利金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、借借人が賃貸人に支払うものとして賃借権設定の対価としての性質を有するものをいう。
- (7) 近居 同一区立中学校区域内若しくは隣接する区立中学校区域内又は直線距離が3.0キロメートル以内に子育て世帯及び親世帯のいずれもが世田谷区内（以下「区内」という。）に居住することをいう。
- (8) 同居 子育て世帯と親世帯が区内において同一の住宅に居住することをいう。ただし、同一の敷地内で別の家屋に暮らす場合及び集合住宅で各住戸の区分が明確な建物で別の住戸に居住する場合を除く。

(9) 申請者 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者

(10) 申請者世帯 申請者の属する世帯

(助成対象世帯等の要件)

第3条 助成の対象となる世帯は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する子育て世帯若しくは親世帯又はその両方の世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当する近居又は同居であること。

ア 区外から区内への転入を伴う近居又は同居

イ 区内で近居又は同居していない状態にある子育て世帯と親世帯のいずれか一方又はその両方が転居に伴い新たに開始する近居又は同居

(2) 申請者世帯が、区外から転入する場合にあっては交付申請時において過去6箇月間に区内に居住したことがないこと、区内での転居の場合にあっては交付申請時の住所に6箇月以上居住していること。

(3) 交付申請時において、子育て世帯又は親世帯のうち申請者世帯ではない方の世帯が、引き続き1年以上区内に住所を有し、現に居住していること。

(4) 交付申請時において、子育て世帯及び親世帯が住民税を滞納していないこと。

(5) 申請者世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。

(6) 申請者世帯が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。

(7) 子育て世帯及び親世帯に属する世帯員が暴力団関係者又は暴力団員（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。

(8) この要綱による助成金の交付を過去に受けた世帯でないこと。

(9) 申請者が外国人の場合、在留資格を有していること。

(10) 区内に転入・転居した日から起算して5年以上にわたって近居又は同居を継続する見込みであること。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、子育て世帯又は親世帯が転入又は転居後に居住する住宅であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当する住宅とする。

- (1) 居住の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅又は私宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合又は同等の耐震性能を有していること。
- (3) 住宅の用に供する部分の占有面積（当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。）が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

（助成対象費用）

第5条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、子育て世帯又は親世帯が近居又は同居をするために要する費用であって、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める費用とする。

- (1) 近居又は同居しようとする住宅が民間賃貸住宅の場合 契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の合計額並びに引越し（国土交通省の許可を得ている事業者を利用するものに限る。以下同じ。）に要した費用
- (2) 近居又は同居しようとする住宅が私宅の場合 契約時の仲介手数料及び不動産登記費用並びに引越しに要した費用

2 前項各号に掲げる費用は、申請者又はその世帯員が支払った費用に限り対象とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象費用の金額の範囲内とし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

2 助成金は、予算の範囲内で交付する。

3 助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成金交付申請）

第7条 助成を受けようとする申請者は、近居又は同居しようとする住宅の契約（賃貸借契約若しくは売買契約又は建築工事請負契約をいう。以下同じ。）の締結前に、世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、住宅の契約を伴わない場合は、転入又は転居の14日前までに申請することとする。

- (1) 子育て世帯及び親世帯の住民票の写し（世帯員全員のもので続柄の記載があるもの）

- (2) 子育て世帯及び親世帯が直系親族であることがわかる書類（戸籍全部事項証明書等）
 - (3) 転入又は転居後の子育て世帯及び親世帯の住宅の位置及び直線距離がわかる図面
 - (4) 第3条第4号に係る未納がないことがわかる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 申請日において、翌年度の3月末日までに転入又は転居を行うことができないと見込まれる場合は、申請することができない。

(交付決定)

- 第8条** 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成金の交付の可否を決定し、世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付決定通知書（第2号様式）又は世田谷区多世代近居・同居推進助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付を決定してはならない。
- 3 第1項の規定により、助成金の交付決定をする場合の有効期限は、近居又は同居開始予定時期の3月後の末日までとする。ただし、その日が申請日の翌年度の3月末日を超える場合は、翌年度の3月末日を有効期限とする。
- 4 区長は、第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）に、第5条第1号の規定に係る賃貸借契約又は同条第2号の規定に係る住宅取得等に係る契約を締結させなければならない。

(申請内容の変更)

- 第9条** 区長は、交付申請時の内容に変更が生じた場合は、助成決定者に世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請をさせ、承認を得させなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付変更承認通知書（第5号様式）又は世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付変更不承認通知書（第6号様式）により助成決定者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条** 区長は、助成決定者が、近居又は同居を行わなくなったときは、世田谷区多世代近居・同居推進助成金申請取下書（第7号様式）を、区長に提出させなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、前条の規定による届出があったとき又は助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消し、世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により助成決定者に通知するものとする。

(1) 助成決定者が偽りその他不正の行為により交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 次条の規定による助成金の請求及び内容報告が、期限までに行われなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定を取り消すことが適当であると区長が認めるとき。

(助成金の請求及び内容報告)

第12条 区長は、助成決定者に、転入又は転居後30日以内に世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付請求書兼報告書（第9号様式）を区長に提出させなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査の上、助成金の額を確定し、世田谷区多世代近居・同居推進助成金額確定通知書（第10号様式）により、助成決定者に通知するとともに、その日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、第11条の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成決定者に対して世田谷区多世代近居・同居推進助成金返還命令書（第11号様式）により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成決定者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第15条 前条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(調査等への協力)

第16条 区長は、この要綱に基づく子育て世帯及び親世帯に対し、近居又は同居の効果等の検証のためアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(業務の委託)

第17条 区長は、助成金の交付に係る業務のうち一部を民間事業者等に委託することができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定による申請は、令和8年3月31日まで受け付けるものとする。
- 3 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。